

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第5999191号
(P5999191)

(45) 発行日 平成28年9月28日(2016.9.28)

(24) 登録日 平成28年9月9日(2016.9.9)

(51) Int.Cl. F 1
G 0 6 F 2 1 / 5 7 (2013.01) G 0 6 F 2 1 / 5 7 3 7 0

請求項の数 7 (全 20 頁)

<p>(21) 出願番号 特願2014-541976 (P2014-541976) (86) (22) 出願日 平成25年7月18日(2013.7.18) (86) 国際出願番号 PCT/JP2013/069557 (87) 国際公開番号 W02014/061326 (87) 国際公開日 平成26年4月24日(2014.4.24) 審査請求日 平成28年6月16日(2016.6.16) (31) 優先権主張番号 特願2012-228074 (P2012-228074) (32) 優先日 平成24年10月15日(2012.10.15) (33) 優先権主張国 日本国(JP)</p>	<p>(73) 特許権者 000004237 日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号 (74) 代理人 100109313 弁理士 机 昌彦 (74) 代理人 100124154 弁理士 下坂 直樹 (72) 発明者 芦野 佑樹 東京都港区芝五丁目7番1号 日本電気株式会社内 審査官 平井 誠</p>
---	---

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 セキュリティ機能設計支援装置、セキュリティ機能設計支援方法、およびプログラム

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

システムの構成を表示装置に表示するシステム構成データ表示部と、
 セキュリティ機能を実現するために、前記システムの構成要素に対して設定可能なセキュリティ実現方式の候補を提示するとともに、ユーザの操作によって選択されたセキュリティ実現方式を、ユーザの操作によって選択された構成要素に設定する実現方式設定支援部と、

前記セキュリティ実現方式の機能を保護するために、前記システムの構成要素に対して設定可能な付随機能要素の候補を提示するとともに、ユーザの操作によって選択された付随機能要素を、ユーザの操作によって選択された構成要素に設定する付随機能要素設定支援部と、

ある付随機能要素の設定の妥当性を判定するための条件に基づいて、前記システムの構成要素に対して設定された付随機能要素が妥当であるか否かを判定する付随機能要素評価部と、

前記付随機能要素評価部による判定の結果を出力する評価結果出力部と、を含むセキュリティ機能設計支援装置。

【請求項2】

前記付随機能要素評価部は、

ユーザ操作によって設定された前記付随機能要素のデータを取得し、

前記妥当性を判定するための条件に基づいて、システム構成データおよびユーザ操作に

よって設定された前記セキュリティ実現方式の情報を参照しながら付随機能要素の妥当性を判定する、請求項 1 に記載のセキュリティ機能設計支援装置。

【請求項 3】

前記評価結果出力部は、

ユーザが必須の付随機能要素を設定しなかった場合には、必須要素であることを知らせる画像を表示する、請求項 1 または 2 に記載のセキュリティ機能設計支援装置。

【請求項 4】

前記評価結果出力部は、

ある付随機能要素を機能させるために必要な副実現方式が設定されていない場合には、その付随機能要素が設定されている実現方式を含めて不合格であることを知らせる画像を表示する、請求項 1 から 3 のいずれか 1 項に記載のセキュリティ機能設計支援装置。

10

【請求項 5】

前記評価結果出力部は、

設定された各々の実現方式にかかるコストの情報を表示する、請求項 1 から 4 のいずれか 1 項に記載のセキュリティ機能設計支援装置。

【請求項 6】

システムの構成を表示装置に表示する工程と、

セキュリティ機能を実現するために、前記システムの構成要素に対して設定可能なセキュリティ実現方式の候補を提示するとともに、ユーザの操作によって選択されたセキュリティ実現方式を、ユーザの操作によって選択された構成要素に設定する工程と、

20

前記セキュリティ実現方式の機能を保護するために、前記システムの構成要素に対して設定可能な付随機能要素の候補を提示するとともに、ユーザの操作によって選択された付随機能要素を、ユーザの操作によって選択された構成要素に設定する工程と、

ある付随機能要素の設定の妥当性を判定するための条件に基づいて、前記システムの構成要素に対して設定された付随機能要素が妥当であるか否かを判定する工程と、

前記判定の結果を出力する工程と、を含むセキュリティ機能設計支援方法。

【請求項 7】

コンピュータを、

システムの構成を表示装置に表示するシステム構成データ表示部と、

セキュリティ機能を実現するために、前記システムの構成要素に対して設定可能なセキュリティ実現方式の候補を提示するとともに、ユーザの操作によって選択されたセキュリティ実現方式を、ユーザの操作によって選択された構成要素に設定する実現方式設定支援部と、

30

前記セキュリティ実現方式の機能を保護するために、前記システムの構成要素に対して設定可能な付随機能要素の候補を提示するとともに、ユーザの操作によって選択された付随機能要素を、ユーザの操作によって選択された構成要素に設定する付随機能要素設定支援部と、

ある付随機能要素の設定の妥当性を判定するための条件に基づいて、前記システムの構成要素に対して設定された付随機能要素が妥当であるか否かを判定する付随機能要素評価部と、

40

前記付随機能要素評価部による判定の結果を出力する評価結果出力部と、

して機能させるプログラム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、セキュリティ機能設計支援装置、セキュリティ機能設計支援方法、およびプログラムに関する。

【背景技術】

【0002】

コンピュータシステムのセキュリティ機能設計の要素には、あるセキュリティ機能（例

50

えば主体認証)を実現するための具体的な方策(セキュリティ実現方式)と、そのセキュリティ実現方式を機能させる上で必要となる付随的な方策(付随機能要素)が含まれる。付随機能要素は、システム構成によって変化する。例えば、セキュリティ実現方式としてユーザIDとパスワードを用いた認証方式を採用する際、ユーザIDとパスワードが送受信される通信経路の暗号化が必要か否かは、システムがオンラインかオフラインかによって変化する。すなわち、この例では通信路の暗号化が付随機能要素となる。システムの設計者は、システム構成を考慮して付随機能要素を選択し、過不足が無いように設計する必要がある。そのためには、システム設計者は、システム全体の知識の他、セキュリティ全般の知識が必要となり、大変な労力が必要となる。また、付随機能要素の設計が不十分であると、それが原因でシステム全体のセキュリティ機能が有効に働かなくなり、結果としてセキュリティ事故が発生する要因となり得る。

10

【0003】

特許文献1に記載されたセキュリティ設計支援方法では、設計対象システムに想定される脅威の原因となるエージェントの場所から当該脅威により被害を受ける資産の場所までの経路上の場所をセキュリティ機能要件の配置候補とする。さらに予め定めた配置ルールに従い、各配置候補の優先度を判定することにより、セキュリティ機能要件の配置を容易にしている。

【0004】

特許文献2に記載されたセキュリティ設計支援方法では、情報システムの脅威のリスク値と、当該脅威に対する対策方針と、当該脅威に対する対策方針のセキュリティ機能要件から、当該セキュリティ機能要件の重要度を取得する。また、セキュリティ機能要件の重要度と、当該セキュリティ機能要件と既存の情報関連製品のセキュリティ機能との関連度と、当該情報関連製品のセキュリティ機能の満足度とから、情報システムへ導入する情報関連製品を導出する。

20

【先行技術文献】**【特許文献】****【0005】**

【特許文献1】特開2006-276993号公報

【特許文献2】特開2006-350399号公報

【発明の概要】

30

【発明が解決しようとする課題】**【0006】**

しかし、特許文献1に記載の方法では、セキュリティ機能要件の配置を支援することはできるが、セキュリティ機能を実現するための付随機能要素の配置の妥当性を判定することはできない。

【0007】

また、特許文献2に記載の方法では、セキュリティ機能要件の重要度や、情報関連製品のセキュリティ機能との関連度、情報関連製品のセキュリティ機能の満足度などのデータに基づいてセキュリティ設計を支援しているが、システム構成などの条件に基づいて付随機能要素の妥当性を判定することはできなかった。

40

【0008】

以上のように、特許文献1, 2に記載の方法では、セキュリティ機能の実現方式を機能させるための付随機能要素の設定を支援することはできなかった。

【0009】

本発明は、システム構成によって異なる、セキュリティ実現方式に必要な付随機能要素の配置の妥当性を評価し、付随機能要素の設計を支援することである。

【0010】

本発明に係るセキュリティ機能設計支援装置は、システムの構成を表示装置に表示するシステム構成データ表示部と、セキュリティ機能を実現するために、前記システムの構成要素に対して設定可能なセキュリティ実現方式の候補を提示するとともに、ユーザの操作

50

によって選択されたセキュリティ実現方式を、ユーザの操作によって選択された構成要素に設定する実現方式設定支援部と、前記セキュリティ実現方式の機能を保護するために、前記システムの構成要素に対して設定可能な付随機能要素の候補を提示するとともに、ユーザの操作によって選択された付随機能要素を、ユーザの操作によって選択された構成要素に設定する付随機能要素設定支援部と、ある付随機能要素の設定の妥当性を判定するための条件に基づいて、前記システムの構成要素に対して設定された付随機能要素が妥当であるか否かを判定する付随機能要素評価部と、前記付随機能要素評価部による判定の結果を出力する評価結果出力部と、を含む。

【発明の効果】

【0011】

本発明によれば、システム構成によって異なる、セキュリティ実現方式に必要な付随機能要素の配置の妥当性を評価し、付随機能要素の設計を支援することができる。

【図面の簡単な説明】

【0012】

【図1】本発明の実施の形態による、セキュリティ機能設計支援装置の構成を示すブロック図。

【図2】本発明の実施の形態による、システム構成データ記憶部に記憶されるデータの例を示す図。

【図3】本発明の実施の形態による、実現方式記憶部に記憶されるデータの例を示す図。

【図4】本発明の実施の形態による、付随機能要素記憶部に記憶されるデータの例を示す図。

【図5】本発明の実施の形態による、付随機能要素定義記憶部に記憶されるデータの例を示す図。

【図6】本発明の実施の形態による、セキュリティ機能設計支援装置の動作のフローチャート。

【図7】本発明の実施の形態による、表示装置に表示される画面の例を示す図。

【図8】本発明の実施の形態による、表示装置に表示される画面の例を示す図。

【図9】本発明の実施の形態による、表示装置に表示される画面の例を示す図。

【図10】本発明の実施の形態による、表示装置に表示される画面の例を示す図。

【図11】本発明の実施の形態による、表示装置に表示される画面の例を示す図。

【図12】本発明の実施の形態による、表示装置に表示される画面の例を示す図。

【図13】本発明の実施の形態による、表示装置に表示される画面の例を示す図。

【図14】本発明の実施の形態による、表示装置に表示される画面の例を示す図。

【図15】本発明の実施の形態による、表示装置に表示される画面の例を示す図。

【図16】本発明の実施の形態による、表示装置に表示される画面の例を示す図。

【図17】本発明の実施の形態による、表示装置に表示される画面の例を示す図。

【図18】本発明の実施の形態による、付随機能要素の評価の動作のフローチャート。

【図19】本発明の実施の形態による、付随機能要素の評価の動作のフローチャート。

【図20】本発明の変形例による、表示装置に表示される画面の例を示す図。

【発明を実施するための形態】

【0013】

(セキュリティ機能設計)

コンピュータシステムが提供する機能(提供機能)には、例えば、特定の利用者のみ情報を提供するものがある。しかし、悪意を持った第三者(攻撃者)は、この提供機能に対して不正な操作などを行う(攻撃)ことによって、本来手に入れることのできない情報を入手することがある。

【0014】

そのため、攻撃者から提供機能を守るためには、提供機能を守る機能(セキュリティ機能)が必要である。システム設計時には、そのセキュリティ機能をどこにどのように配置するかを設計すること(セキュリティ機能設計)が必要である。

10

20

30

40

50

【0015】

セキュリティ機能設計においては、まず守るべき情報資産を決める。例えば、特定のユーザに提供する情報が情報資産として挙げられる。

次に、この情報資産を守るために必要なセキュリティ機能を検討する必要がある。例えば、特定のユーザを認証できるようにすること（主体認証）が挙げられる。

【0016】

次に、このセキュリティ機能を実現するために必要なソフトウェアなどの方式（セキュリティ実現方式）を選定する。例えば、ユーザを識別するための識別符号であるIDと、ユーザしか知りえないパスワードを用いた認証方式（ID/PW認証）を選定することができる。

10

【0017】

次に、このセキュリティ実現方式そのものが攻撃者によって攻撃を受ける可能性があるため、セキュリティ実現方式を保護するための機能（付随機能要素）も必要となる。例えば、上述のID/PW認証では、通信経路上をIDとPWが行き来するため、付随機能として通信路の暗号化が必要である。ただし、付随機能はシステム構成によっては必須ではない。例えば、通信機能を一切持たないコンピュータシステムでは、通信路の暗号化機能は不要となる。このように、セキュリティ機能設計においては、システム構成によって変化する付随機能要素を過不足なく適切に設定する必要がある。

【0018】

（セキュリティ機能設計支援装置の構成）

20

以下、本発明の実施の形態によるセキュリティ機能設計支援装置の構成について説明する。

図1は、本発明の実施の形態によるセキュリティ機能設計支援装置100の構成を示すブロック図である。図に示すように、セキュリティ機能設計支援装置100は、システム構成データ表示部111、実現方式設定支援部112、付随機能要素設定支援部113、付随機能要素評価部114、評価結果出力部115、システム構成データ記憶部301、実現方式記憶部302、付随機能要素記憶部303、付随機能要素定義記憶部304、表示装置130、入力装置140を備えている。

【0019】

セキュリティ機能設計支援装置100は、CPU、ROMやRAM等のメモリ、各種の情報格納する外部記憶装置、入力インタフェース、出力インタフェース、通信インタフェース及びこれらを結ぶバスを備える専用又は汎用のコンピュータを適用することができる。なお、セキュリティ機能設計支援装置100は、単一のコンピュータにより構成されるものであっても、通信回線を介して互いに接続された複数のコンピュータにより構成されるものであってもよい。

30

【0020】

システム構成データ表示部111、実現方式設定支援部112、付随機能要素設定支援部113、付随機能要素評価部114、評価結果出力部115は、CPUがROM等に格納された所定のプログラムを実行することにより実現される機能のモジュールに相当する。システム構成データ記憶部301、実現方式記憶部302、付随機能要素記憶部303、付随機能要素定義記憶部304は外部記憶装置により実装される。外部記憶装置は、セキュリティ機能設計支援装置100とネットワーク等を介して接続されていてもよい。

40

【0021】

表示装置130は、ディスプレイ等の表示装置であり、セキュリティ機能設計支援装置100のCPUから出力される画像信号を受けて、各種画像を表示するものである。

【0022】

入力装置140は、マウスやキーボード等を含む各種デバイスであり、ユーザがセキュリティ機能設計支援装置100に対して各種情報の入力を行う際に使用される。

【0023】

システム構成データ記憶部301は、システムの構成の情報を記憶する。図2は、シス

50

テム構成データ記憶部301に記憶されるシステム構成データの例を示す図である。図2に示すように、システム構成データは、構成要素名401と接続先402をデータ項目として含んでいる。構成要素名401は、セキュリティ機能設計の対象となるシステムを構成する構成要素の名称である。接続先402は、それぞれの構成要素と通信回線を介して接続された構成要素を表している。

【0024】

図2の例におけるシステムは、3つの構成要素（クライアント、WWW/APサーバ、DBサーバ）によって構成され、クライアントとWWW/APサーバ、WWW/APサーバとDBサーバにそれぞれ無方向の接続関係がある。このシステムのシステム構成データは、図2に示すように、構成要素名401として（クライアント、WWW/APサーバ、DBサーバ）が設けられ、それぞれの構成要素の接続先402が記録される。この例では、クライアントとDBサーバはWWW/APサーバを介して接続されていることが分かる。

10

【0025】

実現方式記憶部302は、システムの構成要素に対して設定されたセキュリティ機能を実現するためのセキュリティ実現方式のデータを記憶する。図3は、実現方式記憶部302に記憶されるデータの例を示す図である。図3に示すように、実現方式記憶部302は、構成要素名411、採用した実現方式名412、実現方式が取り扱う保護資産420、実現方式が取り扱う保護資産の送信元413、実現方式が取り扱う保護資産の受信先414を含むテーブル415を含んでいる。

20

【0026】

テーブル415は階層構造を持つことができる。例えば、あるセキュリティ実現方式を保護するための付随機能要素が、他のセキュリティ実現方式によって実現されている場合は、テーブル415のレコード418を親としてテーブル416を作成し、その親のレコード418からテーブル416を辿れるようにリンク構造417を設ける。

【0027】

図3の例では、WWW/APサーバにおいて、ID/PW認証というセキュリティ実現方式を採用している。さらに、ID/PW認証で取り扱う保護資産はID/PWであり、保護資産の送信元はクライアントであり、保護資産の受信先はWWW/APサーバである（テーブル415）。また、ID/PW認証の付随機能要素を実現するセキュリティ実現方式がSSLであり、SSLが取り扱う保護資産の送信元がクライアントで、その保護資産の受信先がWWW/APサーバである（テーブル416）。また、親レコード418からテーブル416が辿れるようにリンク構造417が設定されている。

30

【0028】

付随機能要素記憶部303は、システムの構成要素に対して設定され、セキュリティ実現方式の機能を保護するために設定された付随機能要素のデータを記憶する。図4は、付随機能要素記憶部303に記憶されるデータの例を示す図である。図4に示すように、付随機能要素記憶部303は、構成要素名421、構成要素に対して配置されたセキュリティ機能の実現方式名422、付随機能要素名423、その付随機能要素を実現するためのセキュリティ機能の実現方式（副実現方式）424を含むテーブル425を含んでいる。

40

【0029】

テーブル425は階層構造を持つことができる。例えば、一つの付随機能要素が他のセキュリティ実現方式によって実現されている場合は、テーブル425の該当するレコード429を親としてテーブル426を作成し、親レコード429から子テーブル426が辿れるようにリンク構造427を設定する。

【0030】

図4の例では、WWW/APサーバに対し、セキュリティ実現方式としてID/PW認証が採用されている。ID/PW認証に対し、付随機能要素である「機能主体」および「通信路暗号化」が配置されている（テーブル425）。また、通信路暗号化は、他のセキュリティ実現方式「SSL」によって実現されるため、副実現方式424としてSSLが

50

登録されている。さらに、レコード429を親として、子テーブル426にリンク構造427が設定されている。テーブル426には、セキュリティ実現方式「SSL」の付随機能要素に関する情報が格納されている。

【0031】

付随機能要素定義記憶部304は、あるセキュリティ実現方式の機能を保護するための付随機能要素の情報を記憶する。図5は、付随機能要素定義記憶部304に記憶されるデータの例を示す図である。図5に示すように、付随機能要素定義記憶部304は、セキュリティ実現方式名431、セキュリティ実現方式を保護するための付随機能要素名432、その付随機能要素が取り扱う保護資産名(取扱い資産)433、付随機能要素の可否を判定するための判定ルール434、付随機能要素を実現するための他のセキュリティ実現方式があるか否かを示す情報(副実現方式)435を含むテーブル436を含んでいる。判定ルール434には、副テーブル439がリンクしている。副テーブル439は、判定ルールインデックス437、合格条件438を含んでおり、判定ルール434から副テーブル439が辿れるようにリンク構造440が設定されている。

10

【0032】

図5の例では、例えばID/PW認証の場合、機能主体と通信路暗号化の2つが付随機能として定義されている。機能主体のレコード442を見ると、取扱い資産433は機能主体である。これは、セキュリティ実現方式であるID/PW認証の機能そのものを意味している。なお、取扱い資産433が「指定」の場合は、実現方式記憶部302で指定されている保護資産が充てられる。また、判定ルールについては、例えば「1」とされている場合には、リンク構造440を辿り、副テーブル439の中の判定ルールインデックス437が「1」を含むレコードを参照する。図5の例では、「システム構成上に配置されて、システム構成に矛盾が無い」が判定ルールとなる。副実現方式435については、「ある」の場合は付随機能が他の実現方式によって実現されることを示し、「ない」の場合は他の実現方式によって実現されるものではないことを示す。

20

【0033】

(セキュリティ機能設計支援装置の動作)

次に、本発明の実施の形態によるセキュリティ機能設計支援装置の動作について説明する。

【0034】

ここで、システム構成データ記憶部301には、対象となるシステムのシステム構成データが記憶されている。また、付随機能要素定義記憶部304には、各種のセキュリティ規定に基づいて定められた付随機能要素の定義情報が記憶されている。

30

【0035】

図6は、実施の形態1によるセキュリティ機能設計支援装置100の動作のフローチャートである。また、図7~17は、表示装置130に表示される画面の例を示す図である。

【0036】

まず、システム構成データ表示部111が、システム構成データ記憶部301を参照し、システム構成を表示装置130に表示する(ステップS11)。

40

【0037】

次に、実現方式設定支援部112が、ユーザが入力装置140を用いて行った操作に基づいて、システムの構成要素に対し実現方式を配置する(ステップS12)。配置された実現方式は実現方式記憶部302に登録される。

【0038】

図7は、ステップS11、S12における表示装置130の画面の例を示している。図に示すように、画面にはシステムの構成要素であるクライアント(A)、WWW/APサーバ(B)、DBサーバ(C)が表示される。また、各々の構成要素間の接続関係が矢印で示されている。

【0039】

50

ユーザは、実現方式の一覧が表示されたリスト（P）から、入力装置140を用いて所望の実現方式（方式1）を指定し、ドラッグアンドドロップを行う。この操作により、図7に示すように方式1がWWW/APサーバに配置される。

【0040】

次に、実現方式設定支援部112は、ユーザが入力装置140を用いて行った操作に基づいて、ステップS13で配置した実現方式における保護資産、保護資産の送信元および受信先を設定する（ステップS13）。設定された保護資産、保護資産の送信元および受信先は実現方式記憶部302に登録される。

【0041】

図8は、ステップS13における表示装置130の画面の例を示している。ユーザは、保護資産、保護資産の送信元、受信先の一覧が表示されるリストボックスから、入力装置140を用いて所望の保護資産、送信元および受信先を選択する。各々の選択肢は、システム構成データ記憶部301の内容に基づいて提示されるようにしてもよい。

10

【0042】

次に、実現方式設定支援部112は、ステップS13で設定された情報に基づいて、保護資産（情報）の構成要素間での流れを表示装置130に表示する（ステップS14）。

【0043】

図9は、ステップS14における表示装置130の画面の例を示している。図9に示すように、ユーザが指定した「資産1」がクライアントからWWW/APサーバに送信されることが点線の矢印で示されている。

20

【0044】

次に、付随機能要素設定支援部113は、付随機能要素定義記憶部304を参照し、付随機能要素の候補を表示装置130に表示する（ステップS15）。

【0045】

図10は、ステップS15における表示装置130の画面の例を示している。図に示すように、付随機能要素の候補F1～F8が表示される。付随機能要素の候補の数が多い場合は、入力装置140の操作に基づいて特定の要素（図9ではF4とF5）が大きく表示されるようにしてもよい。例えばマウスのホイールを回すことにより大きく表示される要素が変化するようにしてもよい。

【0046】

30

次に、付随機能要素設定支援部113は、ユーザが入力装置140を用いて行った操作に基づいて、付随機能要素を設定する（ステップS16）。

【0047】

図11, 12は、ステップS16における表示装置130の画面の例を示している。ユーザが入力装置140を用いて特定の付随機能要素（F4）を選択すると、その付随機能要素を配置するかしないかを選択させるダイアログが表示される（図11）。ユーザが「配置しない」を選択するとその付随機能要素は小さく表示される（図12）。「配置する」が選択された場合には、実現方式記憶部302および付随機能要素記憶部303に選択された付随機能要素が登録される。

【0048】

40

次に、付随機能要素設定支援部113は、付随機能要素定義記憶部304を参照し、ステップS16で選択された付随機能要素を実現するための他の実現方式（副実現方式）があるか否かを判定する（ステップS17）。

【0049】

副実現方式が無い場合は（NO）、ステップS18に移行し、付随機能要素評価部114が設定された付随機能要素の妥当性を評価する。付随機能要素の評価処理については後述する。評価処理が終了したらステップS19へ移行し、評価結果出力部115が評価結果を出力する。結果が合格の場合は図13に示すように、設定した付随機能要素が合格であることが表示される。

【0050】

50

ステップS 17において副実現方式があると判定された場合は(Y E S)、ステップS 20へ移行する。ステップS 20では、実現方式設定支援部112は、図14に示すように副実現方式の選択肢をリストボックス等で表示する。

【0051】

次に、ステップS 21において、実現方式設定支援部112は副実現方式を設定する。図15に示すように、ユーザによって副実現方式(実現方式2)を選択すると、「方式2」がWWW/APサーバに配置される。また、「方式1」との親子関係(方式1が親で方式2が子)が矢印で表示される。副実現方式が選択されると、実現方式記憶部302および付随機能要素記憶部の情報が更新される。

【0052】

次に、ステップS 22において、付随機能要素設定支援部113は、ステップS 21で設定された副実現方式に対する付随機能要素の候補を表示装置130に表示する(図16)。

【0053】

次に、ステップS 23において、付随機能要素設定支援部113は、ユーザが入力装置140を用いて行った操作に基づいて、付随機能要素を設定する。図17に示すように、ユーザが入力装置140を用いて特定の付随機能要素(F14)を選択すると、その付随機能要素を配置するかしないかを選択させるダイアログが表示される。ユーザが「配置しない」を選択するとその付随機能要素は小さく表示され、「配置する」を選択すると、実現方式記憶部302および付随機能要素記憶部303が更新される。以降、ステップS 17へ戻って処理が繰り返される。

【0054】

次に、付随機能要素評価部114による付随機能要素の評価について、図18, 19のフローチャートを用いて詳しく説明する。ここでは、ステップS 12~S 23の処理によって、実現方式記憶部302と付随機能要素記憶部303には、図3, 4に示す内容のデータが登録されたものとして説明する。

【0055】

まず、付随機能要素評価部114は、実現方式記憶部302より、未検証の実現方式を1つ取得する(ステップS 1001)。具体的には、図3に示すテーブル415から、未検証のレコード418(以下、構成要素に対して採用した実現方式レコードと記す。)を選択する。

【0056】

次に、付随機能要素評価部114は、付随機能要素定義記憶部304から、ステップS 1001で選択した実現方式の付随機能要素の定義レコードを取得する(ステップS 1002)。例えば、ステップS 1001で取得したレコードの採用した実現方式名412が「ID/PW認証」だった場合には、図5に示すテーブル436から、実現方式名431が「ID/PW認証」であるレコード群441(以下、付随機能要素定義レコード群と記す。)を取得する。

【0057】

次に、付随機能要素評価部114は、付随機能要素記憶部303のテーブル425から、ステップS 1001で取得したレコードの採用した実現方式名412と実現方式名422の内容が同一のレコード群(以下、配置された付随機能要素レコード群と記す。)を取得する(ステップS 1003)。具体的には、ステップS 1001で取得したレコードの採用した実現方式名412が「ID/PW認証」だった場合には、図4に示すレコード群430が取得される。

【0058】

次に、ステップS 1002とステップS 1003で取得したデータを基に、付随機能要素評価部114は付随機能要素の評価を行う(ステップS 1004)。

【0059】

ステップS 1004の処理について図19のフローチャートを用いて詳しく説明する。

10

20

30

40

50

まず、付随機能要素評価部 1 1 4 は、図 6 のステップ S 1 0 0 2 で取得した付随機能要素定義レコード群の中から、レコード（以下、評価対象付随機能要素レコードと記す。）を 1 つ取得する（ステップ S 1 1 0 1）。

【 0 0 6 0 】

次に、ステップ S 1 0 0 3 で取得した配置された付随機能要素レコード群の中に、実現方式名 4 2 2 と付随機能要素名 4 2 3 が、ステップ S 1 1 0 1 で取得した評価対象付随機能要素レコードの実現方式名 4 3 1 および付随機能要素名 4 3 2 と一致するレコード（以下、配置済み付随機能要素レコードと記す。）が存在するか否かを判定する（ステップ 1 1 0 2）。配置済み付随機能要素レコードが存在する場合はステップ S 1 1 0 3 に移行し、存在しない場合はステップ S 1 1 0 8 に移行する。

10

【 0 0 6 1 】

図 4、5 を用いて具体的に説明する。ステップ S 1 1 0 1 において、評価対象付随機能要素レコード 4 4 2 が選択される。レコード 4 4 2 の実現方式名 4 3 1 は「ID / PW 認証」であり、付随機能要素名 4 3 2 は「機能主体」である。これと同じ内容の実現方式名 4 2 2 と付随機能要素名 4 2 3 を持つレコードを、ステップ S 1 0 0 3 で取得した配置された付随機能要素レコード群の中から取得する。図 4 の例ではレコード 4 2 8 が該当する。したがって、レコード 4 2 8 が配置済み付随機能要素レコードとなる。

【 0 0 6 2 】

ステップ S 1 1 0 3 では、ステップ S 1 1 0 1 で取得した評価対象付随機能要素レコードの判定ルール 4 3 4 に基づいてリンク構造 4 4 0 を辿り、テーブル 4 3 9 から合格条件が記述された 1 つ以上のレコード（以下、判定ルールレコード群と記す。）を取得する。

20

【 0 0 6 3 】

図 5 を用いて具体的に説明する。ステップ S 1 1 0 1 で取得されたレコード 4 4 2 の判定ルール 4 3 4 は「1」である。評価結果出力部 1 1 5 は、リンク構造 4 4 0 を辿って、テーブル 4 3 9 の中から判定ルールインデックス 4 3 7 が判定ルール 4 3 4 とおなじ内容のレコード 4 4 5 を取得する。付随機能要素評価部 1 1 4 は、レコード 4 4 5 の合格条件 4 3 8 の内容「システム構成上に配置されて、システム構成に矛盾が無い」を判定ルールとして取得する。

【 0 0 6 4 】

次に、付随機能要素評価部 1 1 4 は、ステップ S 1 1 0 3 で取得した判定ルールに基づいて、付随機能要素の合否判定を行う。判定ルールが複数ある場合は、全ての判定ルールについて評価を行う（ステップ S 1 1 0 4）。

30

【 0 0 6 5 】

付随機能要素の合否判定について、図 4、5 を用いて具体的に説明する。ステップ S 1 1 0 1 では評価対象付随機能要素レコード 4 4 2 が取得され、ステップ S 1 1 0 2 では配置済み付随機能要素レコード 4 2 8 が取得される。また、ステップ S 1 1 0 3 では判定ルールレコード群としてレコード 4 4 5 が取得される。この結果、判定ルールは 1 つのみで、「システム構成上に配置されて、システム構成に矛盾が無い」である。

【 0 0 6 6 】

「システム構成上に配置されて、システム構成に矛盾が無い」とは、配置済み付随機能要素レコードが存在し、ステップ S 1 0 0 1 で取得したレコードの構成要素名 4 1 1 が、システム構成データ記憶部 3 0 1 の構成要素名 4 0 1 に存在し、且つ、保護資産の送信元 4 1 3 と保護資産の受信先 4 1 4 が通信可能であれば合格という意味である。

40

【 0 0 6 7 】

ここで、配置済み付随機能要素レコード 4 2 8 の構成要素名 4 2 1 は「WWW / AP サーバ」である。図 2 のシステム構成データ記憶部 3 0 1 を参照すると、構成要素名 4 0 1 が「WWW / AP サーバ」のレコードが存在する。また、図 2 より「クライアント」と「WWW / AP サーバ」は接続されているため通信可能である。

【 0 0 6 8 】

また、ステップ S 1 1 0 1 で評価対象付随機能要素レコード 4 4 3 が取得された場合に

50

は、ステップS 1 1 0 2では配置済み付随機能要素レコード4 2 9が取得される。そして、レコード4 4 3の判定ルール4 3 4は「2, 3, 4, 5」であるため、ステップS 1 1 0 3では判定ルールとして「副実現方式が選択されている」、「実現方式と同じ構成要素に配置されている」、「副実現方式の取り扱い保護資産、送信元、受信先が同じである」、「副実現方式が合格している」が取得される。

【0069】

付随機能要素評価部1 1 4は、それぞれの判定ルールに基づいて評価を行う。まず、「副実現方式が選択されている」の評価について説明する。レコード4 2 9の副実現方式4 2 4にはSSLが設定されている。この場合、構成要素に対して採用した実現方式レコード4 1 8から子テーブル4 1 6へのリンク構造4 1 7を辿る。子テーブル4 1 6に、採用した実現方式名4 1 2が「SSL」のレコード(以下、副実現方式レコードと記す。)が存在している場合は合格とする。

10

【0070】

次に、「実現方式と同じ構成要素に配置されている」の評価について説明する。ステップ1 0 0 1で取得した「構成要素が採用した実現方式レコード(4 1 8)」から子テーブル4 1 6へのリンク構造4 1 7を辿る。「配置済み付随機能要素レコード(4 2 9)」の副実現方式4 2 4と同一の実現方式名4 2 2を持つレコードが、子テーブル4 1 6に存在する場合は合格と判断する。

【0071】

次に、「副実現方式の取り扱い保護資産、送信元、受信先が同じである」の評価について説明する。まず、「評価対象付随機能要素レコード(4 4 3)」の取扱い資産4 3 3が「指定」となっている場合、「構成要素が採用した実現方式レコード(4 1 8)」の取扱い保護資産4 2 0に記述された保護資産と同値とする。例えば、この値が「ID/PW」の場合は、「副実現方式レコード(4 1 9)」の実現方式名4 1 2が「ID/PW」であり、「副実現方式レコード(4 1 9)」の保護資産の送信元4 1 3と保護資産の受信先4 1 4が、「構成要素が採用した実現方式レコード(4 1 8)」の保護資産の送信元4 1 3と保護資産の受信先4 1 4と同じであれば合格と判断する。

20

【0072】

次に、「副実現方式が合格している」の評価について説明する。検証する実現方式をSSLとしてステップS 1 0 0 1から動作を実行し、その結果が合格と判定されれば合格となる。

30

なお、判定ルールは図5に記載されているものに限られない。

【0073】

ステップS 1 1 0 5では、ステップS 1 0 0 2で取得した「付随機能要素定義レコード群」の中に未評価の付随機能要素がある場合は、ステップS 1 1 0 1へ移行する。未評価の付随機能要素がない場合は、ステップS 1 1 0 6へ移行する。

【0074】

ステップS 1 1 0 6では、全ての付随機能要素についての評価が合格だった場合はステップS 1 1 0 7へ移行し、不合格の付随機能要素がある場合はステップS 1 1 0 8へ移行する。

40

【0075】

ステップS 1 1 0 7では、本実現方式についての付随機能要素の設計が妥当であると判断して処理を終了する(ステップS 1 1 0 7)。

ステップS 1 1 0 8では、本実現方式についての付随機能要素の設計が妥当でないと判断して処理を終了する(ステップS 1 1 0 8)。

【0076】

図18のステップS 1 0 0 5に戻り、未検証の実現方式がある場合は再びステップS 1 0 0 1に戻る。全ての実現方式の検証が終わった場合はステップS 1 0 0 6に移行する。

【0077】

ステップS 1 0 0 6では、付随機能要素評価部1 1 4が、実現方式記憶部3 0 2に記述

50

されている実現方式毎に評価結果を出力する。

以上で、付随機能要素評価部 1 1 4 による付随機能要素の評価処理が終了する。

【 0 0 7 8 】

なお、ステップ S 1 9 の評価結果出力については、例えば、全ての付随機能要素が合格と判定された場合には、親子関係にある実現方式全体を特定の色（緑色等）で表示するようにしてもよい。これにより、ユーザは、そのセキュリティ機能を実現させるための実現方式全体が正しく設定されていることが分かる。また、不合格の付随機能要素がある場合には他の色（赤色等）で表示する。

【 0 0 7 9 】

また、設定途中でユーザに誤った選択操作を警告するようにしてもよい。例えば、図 1 2（ステップ S 1 6）において、必須の付随機能要素であるにもかかわらず、ユーザが配置しないを選択した場合には、特定の色（黄色等）でその付随機能要素や対象となる構成要素を表示するようにしてもよい。

【 0 0 8 0 】

また、図 1 6（ステップ S 2 2）において、子の実現方式が配置された段階で、親の実現方式についても設定が不十分であることが確定するため、このタイミングで親子関係にある実現方式全体を不合格の色（赤色等）で表示するようにしてもよい。これにより、セキュリティ機能の設定において、具体的にどの付随機能要素に問題があるのかが明確になり、ユーザが対応しやすくなる。

【 0 0 8 1 】

以上のように、本実施形態によれば、実現方式設定支援部 1 1 2 および付随機能要素設定支援部 1 1 3 によって、ユーザがセキュリティ機能設計を視覚的に行えるようにすると共に、付随機能要素評価部 1 1 4 が、ユーザが設定した付随機能要素の妥当性を判定し、ユーザが判定結果を視覚的に確認できるようにした。

これにより、ユーザは、具体的にどの付随機能要素の設定に問題があるのか把握できるので、セキュリティ機能設計を効率的に行うことができる。

【 0 0 8 2 】

（変形例）

なお、各々の実現方式にかかるコストを予め登録しておき、図 2 0 に示すように、配置した実現方式毎にコストを表示するようにしてもよい。図 2 0 の例では、円グラフを用いて、全ての必要な付随機能要素を配置した場合を 1 0 0 % とし、既に配置済みの付随機能要素の割合を視覚的に表示している。このように表示することにより、ユーザは付随機能要素がどれぐらい不足しているか把握することができる。また、グラフをクリックすると、不足している付随機能要素名が表示されるようにしてもよい。

【 0 0 8 3 】

この出願は、2 0 1 2 年 1 0 月 1 0 日に出願された日本出願特願 2 0 1 2 - 2 2 8 0 7 4 を基礎とする優先権を主張し、その開示の全てをここに取り込む。

【 0 0 8 4 】

以上、実施形態を参照して本願発明を説明したが、本願発明は上記実施形態に限定されるものではない。本願発明の構成や詳細には、本願発明の範囲内で当業者が理解し得る様々な変更をすることができる。

【産業上の利用可能性】

【 0 0 8 5 】

本発明は、例えばシステム開発の設計時におけるセキュリティ機能設計に適用できる。

【 0 0 8 6 】

上記の実施の形態の一部または全部は、以下の付記のようにも記載されうるが、以下には限られない。

（付記 1）システムの構成を表示装置に表示するシステム構成データ表示部と、

セキュリティ機能を実現するために、前記システムの構成要素に対して設定可能なセキュリティ実現方式の候補を提示するとともに、ユーザの操作によって選択されたセキュリ

10

20

30

40

50

ティ実現方式を、ユーザの操作によって選択された構成要素に設定する実現方式設定支援部と、

前記セキュリティ実現方式の機能を保護するために、前記システムの構成要素に対して設定可能な付随機能要素の候補を提示するとともに、ユーザの操作によって選択された付随機能要素を、ユーザの操作によって選択された構成要素に設定する付随機能要素設定支援部と、

ある付随機能要素の設定の妥当性を判定するための条件に基づいて、前記システムの構成要素に対して設定された付随機能要素が妥当であるか否かを判定する付随機能要素評価部と、

前記付随機能要素評価部による判定の結果を出力する評価結果出力部と、を含むセキュリティ機能設計支援装置。 10

【0087】

(付記2) 前記付随機能要素評価部は、

ユーザ操作によって設定された前記付随機能要素のデータを取得し、

前記妥当性を判定するための条件に基づいて、システム構成データおよびユーザ操作によって設定された前記セキュリティ実現方式の情報を参照しながら付随機能要素の妥当性を判定する、付記1に記載のセキュリティ機能設計支援装置。

【0088】

(付記3) 前記評価結果出力部は、

ユーザが必須の付随機能要素を設定しなかった場合には、必須要素であることを知らせる画像を表示する、付記1または2に記載のセキュリティ機能設計支援装置。 20

【0089】

(付記4) 前記評価結果出力部は、

ある付随機能要素を機能させるために必要な副実現方式が設定されていない場合には、その付随機能要素が設定されている実現方式を含めて不合格であることを知らせる画像を表示する、付記1から3のいずれか1項に記載のセキュリティ機能設計支援装置。

【0090】

(付記5) 前記評価結果出力部は、

設定された各々の実現方式にかかるコストの情報を表示する、付記1から4のいずれか1項に記載のセキュリティ機能設計支援装置。 30

【0091】

(付記6) システムの構成を表示装置に表示する工程と、

セキュリティ機能を実現するために、前記システムの構成要素に対して設定可能なセキュリティ実現方式の候補を提示するとともに、ユーザの操作によって選択されたセキュリティ実現方式を、ユーザの操作によって選択された構成要素に設定する工程と、

前記セキュリティ実現方式の機能を保護するために、前記システムの構成要素に対して設定可能な付随機能要素の候補を提示するとともに、ユーザの操作によって選択された付随機能要素を、ユーザの操作によって選択された構成要素に設定する工程と、

ある付随機能要素の設定の妥当性を判定するための条件に基づいて、前記システムの構成要素に対して設定された付随機能要素が妥当であるか否かを判定する工程と、 40

前記判定の結果を出力する工程と、を含むセキュリティ機能設計支援方法。

【0092】

(付記7) コンピュータを、

システムの構成を表示装置に表示するシステム構成データ表示部と、

セキュリティ機能を実現するために、前記システムの構成要素に対して設定可能なセキュリティ実現方式の候補を提示するとともに、ユーザの操作によって選択されたセキュリティ実現方式を、ユーザの操作によって選択された構成要素に設定する実現方式設定支援部と、

前記セキュリティ実現方式の機能を保護するために、前記システムの構成要素に対して設定可能な付随機能要素の候補を提示するとともに、ユーザの操作によって選択された付 50

随機能要素を、ユーザの操作によって選択された構成要素に設定する付随機能要素設定支援部と、

ある付随機能要素の設定の妥当性を判定するための条件に基づいて、前記システムの構成要素に対して設定された付随機能要素が妥当であるか否かを判定する付随機能要素評価部と、

前記付随機能要素評価部による判定の結果を出力する評価結果出力部と、

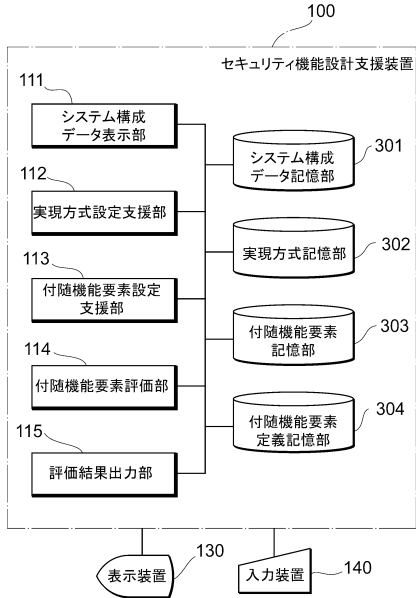
して機能させるプログラム。

【符号の説明】

【 0 0 9 3 】

1 0 0	セキュリティ機能設計支援装置	10
1 1 1	システム構成データ表示部	
1 1 2	実現方式設定支援部	
1 1 3	付随機能要素設定支援部	
1 1 4	付随機能要素評価部	
1 1 5	評価結果出力部	
1 3 0	表示装置	
1 4 0	入力装置	
3 0 1	システム構成データ記憶部	
3 0 2	実現方式記憶部	
3 0 3	付随機能要素記憶部	20
3 0 4	付随機能要素定義記憶部	
4 0 1 , 4 1 1 , 4 2 1	構成要素名	
4 0 2	接続先	
4 1 2	採用した実現方式名	
4 2 0	取扱い保護資産	
4 1 3	保護資産の送信元	
4 1 4	保護資産の受信先	
4 1 5 , 4 1 6 , 4 2 5 , 4 2 6 , 4 3 6	テーブル	
4 1 7 , 4 2 7 , 4 4 0	リンク構造	
4 1 8 , 4 1 9 , 4 2 8 , 4 2 9 , 4 4 2 , 4 4 3 , 4 4 4 , 4 4 5	レコード	30
4 2 2 , 4 3 1	実現方式名	
4 2 3 , 4 3 2	付随機能要素名	
4 2 4 , 4 3 5	副実現方式	
4 3 0 , 4 4 1	レコード群	
4 3 3	取扱い資産	
4 3 4	判定ルール	
4 3 7	判定ルールインデックス	
4 3 8	合格条件	
4 3 9	副テーブル	

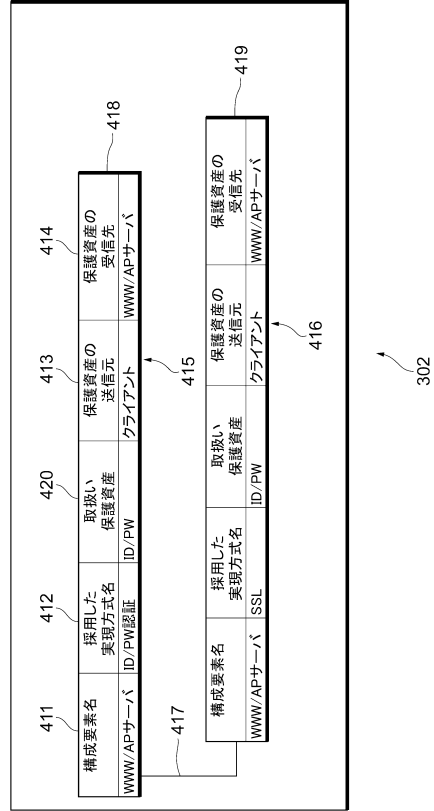
【図1】



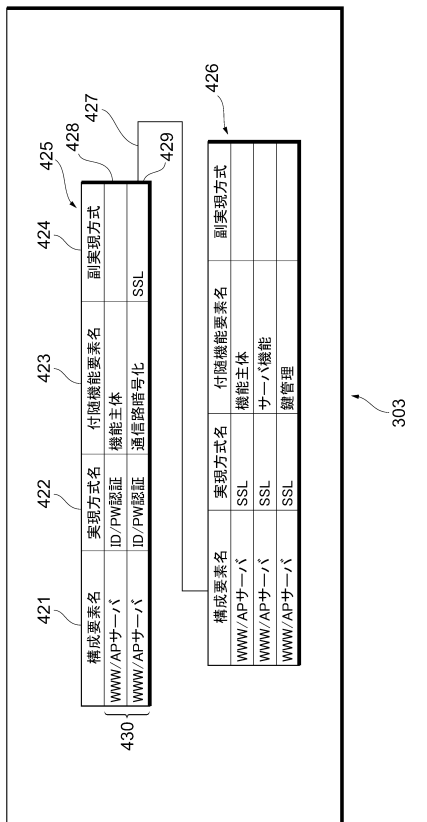
【図2】

構成要素名	接続先
クライアント	WWW/APサーバ
WWW/APサーバ	クライアント
WWW/APサーバ	DBサーバ
DBサーバ	WWW/APサーバ

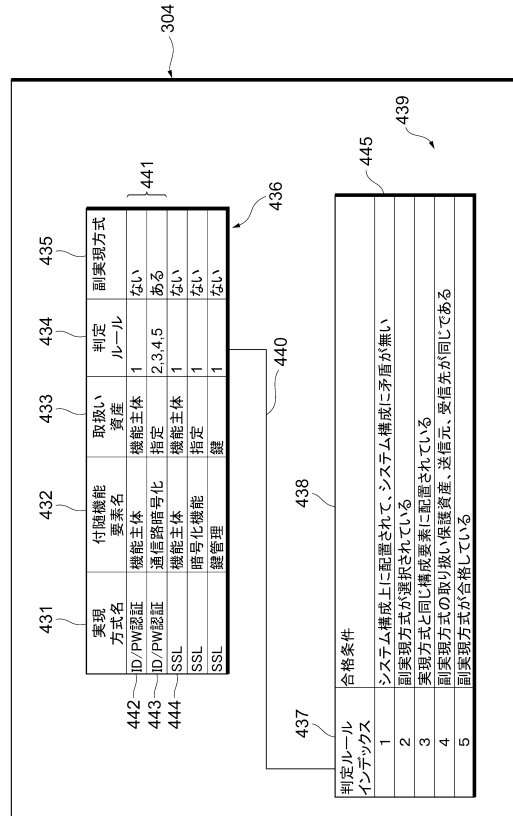
【図3】



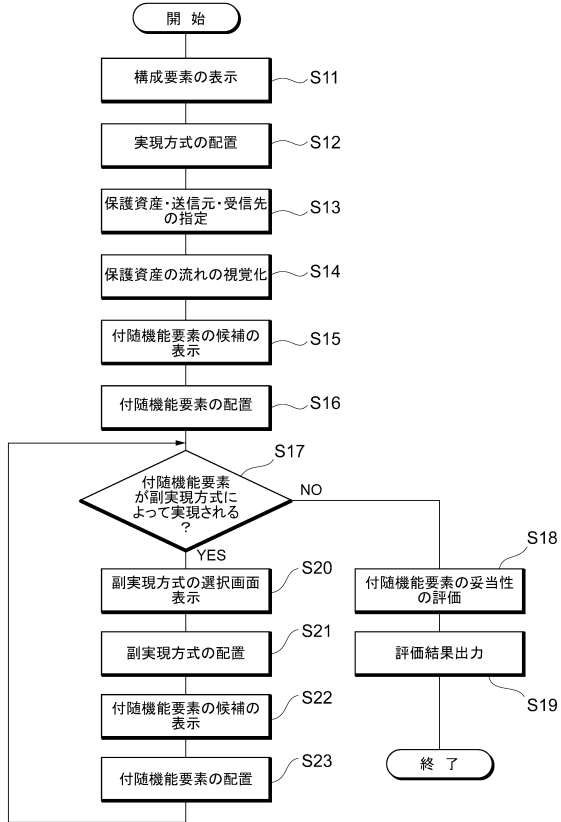
【図4】



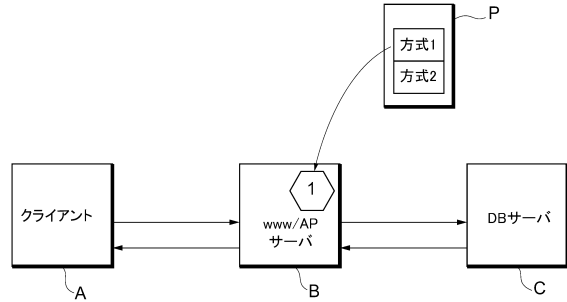
【図5】



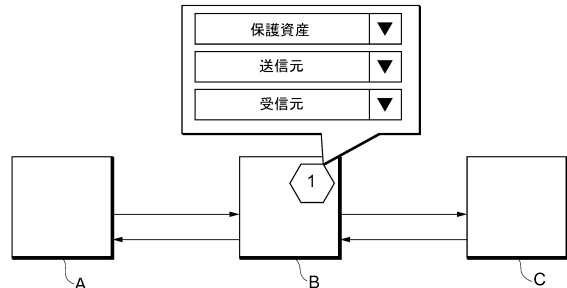
【図6】



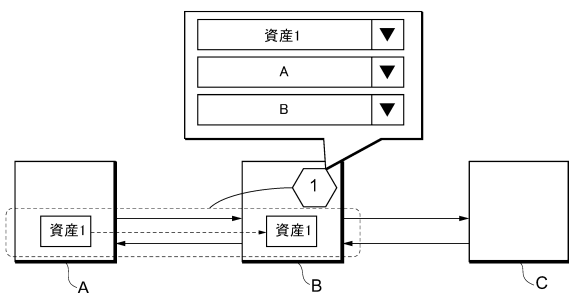
【図7】



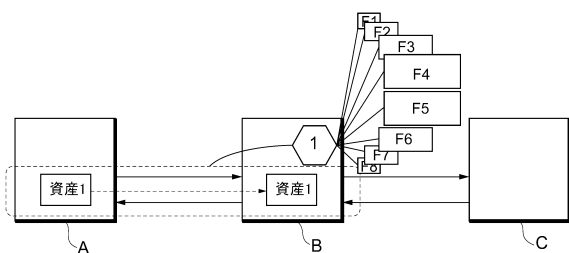
【図8】



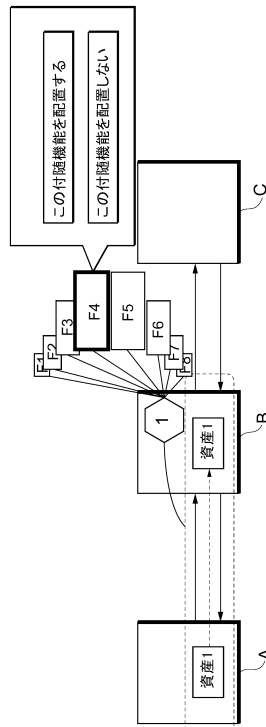
【図9】



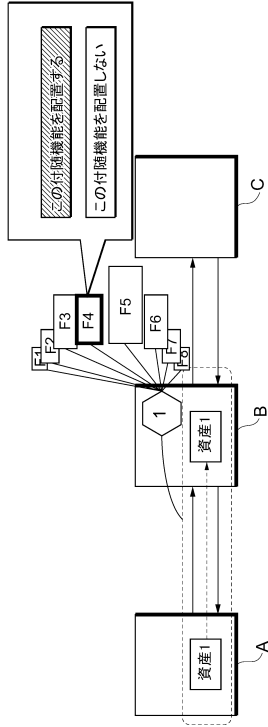
【図10】



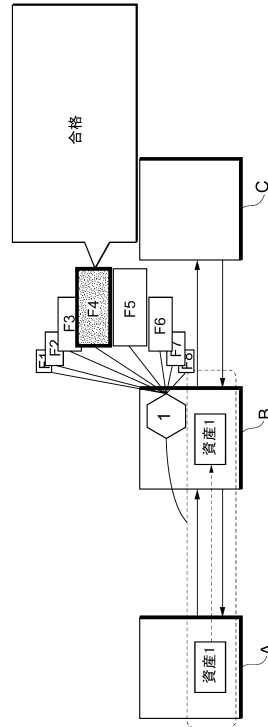
【図11】



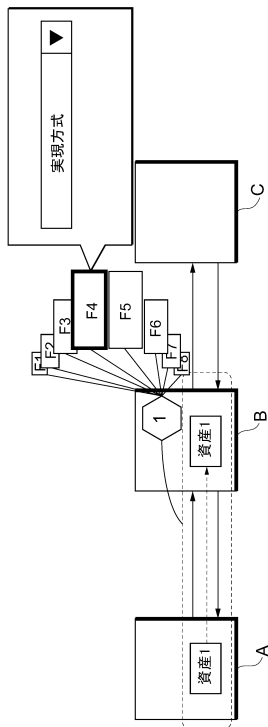
【図 12】



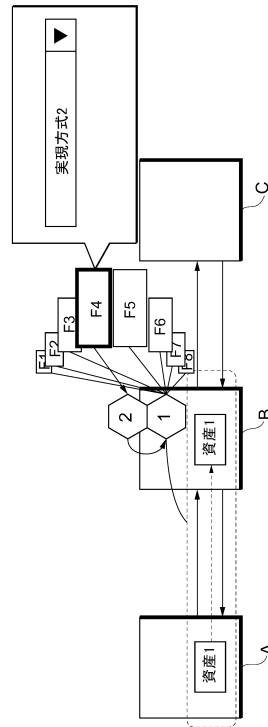
【図 13】



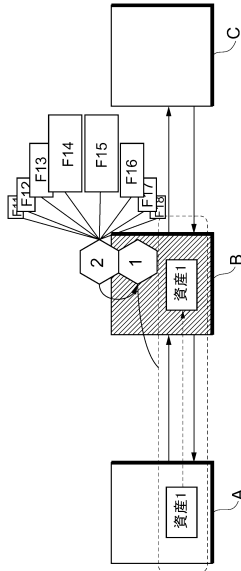
【図 14】



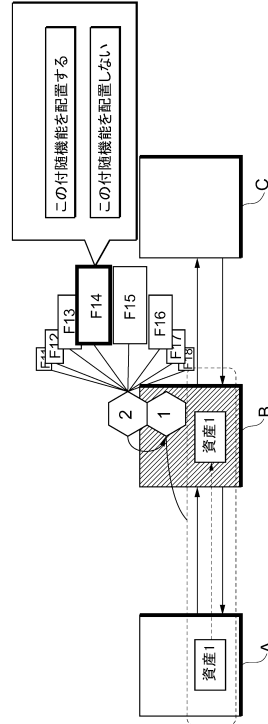
【図 15】



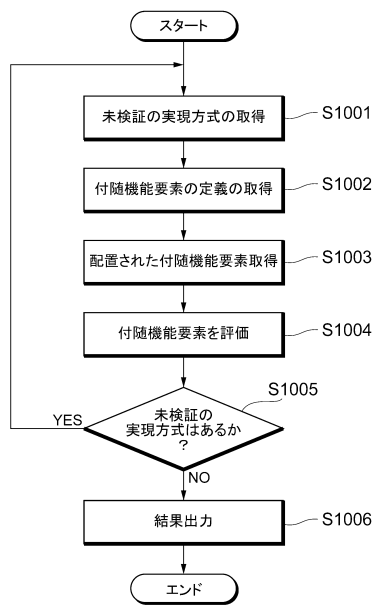
【図16】



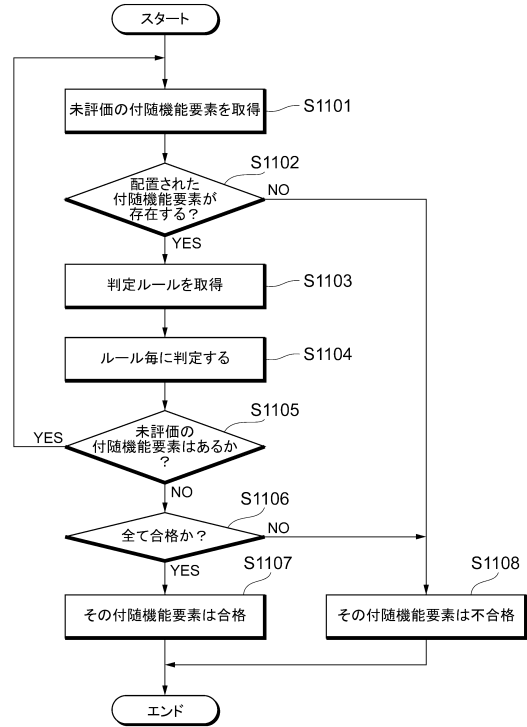
【図17】



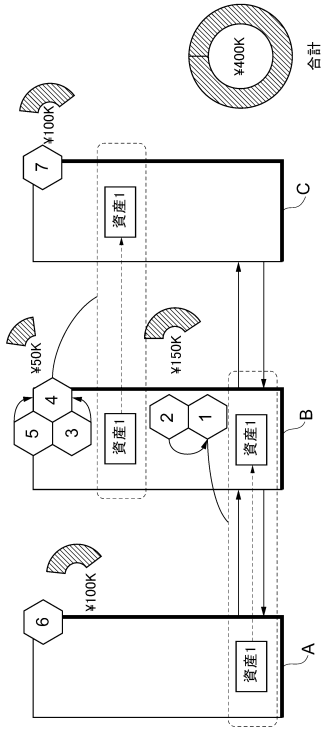
【図18】



【図19】



【図 20】



フロントページの続き

(56)参考文献 特開2011-197799(JP,A)
特開2012-038108(JP,A)
特開2006-350399(JP,A)
特開2011-232874(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)
G06F 21/57